

一般競争入札の訂正公告

次のとおり訂正します。

令和7年2月17日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 中山 始

1 件名

令和7年度医療労務管理支援事業 一式

2 公告掲載日

令和7年1月21日

3 訂正内容

「入札説明書」

(訂正後)

19 ページから 22 ページ 「競争参加資格証明書」 のとおり。

入札説明書

令和7年度医療労務管理支援事業

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課
福岡労働局 総務部 総務課

令和7年度医療労務管理支援事業の調達契約に係る入札公告（令和7年1月21日付）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 中山 始

2. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

令和7年度医療労務管理支援事業 一式

(2) 履行期間

令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

別添8「委託要綱」による。

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は、入札書のほか、下記4（1）に定める期日までに下記8（1）②に係る技術提案書等（以下「提案書類」という。）を提出すること。

入札金額は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。

このため、入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制

の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省労働基準局の所管する委託事業（都道府県労働局実施分を含む。）において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であった、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

- ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
- ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
- ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
- ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

4. 提案書類の提出等

(1) 提案書類の提出期限：令和7年2月19日（水）16時00分

ただし、受付は開庁日の9時30分～12時、13時～16時とする。

（下記（2）まで直接提出すること。郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。）

(2) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館4階

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 担当：金子

電 話 092-411-4894

電子メール 40roudou@mhlw.go.jp

(3) 提案書類の提出方法

ア 直接提出の場合

提案書類を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長宛て）及び「令和7年3月4日開札〔令和7年度医療労務管理支援事業〕提案書類在中」と朱記しなければならない。

イ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合

提案書類を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封

筒に「令和7年3月4日開札〔令和7年度医療労務管理支援事業〕提案書類在中」と朱記し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様にその封皮に氏名等を記し、上記（2）宛てに提案書類の受領期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

（4）入札説明書の交付

本公告開始日から令和7年2月19日(水)までの間、調達ポータル又は福岡労働局ホームページ上の当該入札公告からダウンロードした上で取得すること。

（5）本入札に関する問合せ期間等

ア 受付期間及び方法

本公告開始日から令和7年2月18日(火)までの間、上記（2）で受け付ける。（様式自由）

ただし、受付は開庁日の9時30分～12時、13時～16時とする。

イ 回答

質問に対する回答は、令和7年2月19日(水)までに、質問者及び下記（6）の入札説明会に参加した者に対し行う。

ただし、総合評価に当たって影響しない軽微な質問については質問者のみに回答する。

（6）入札説明会の日時及び場所

令和7年1月31日（金） 14時00分から

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
労働大会議室

入札説明会への参加を希望する場合は、令和7年1月29日（水）17時までに、上記（2）の連絡先へ電話又は電子メールで申し込むこと（期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。）。出席人数は1機関当たり2名までとすること。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記（4）から入札説明書を入手しておくこと。

（7）プレゼンテーションの実施

有効な提案書類を提出した者から提案書類の説明を求めするため、プレゼンテーショ

ンを開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、提案書類を提出した者に対し開催の前日までに連絡する。

(8) 提案書類の無効

不備がある提案書類は受理せず無効とする。

なお、一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

5. 入札書の提出場所等

本入札案件は、電子調達システムにより執行する。入札書は、電子調達システムの定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別添4及び別添5により令和7年2月19日（水）16時00分までに5（2）イに申し出る必要がある。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和7年2月19日（水）16時00分

※ 電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。

(2) 紙により入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

令和7年2月19日（水）16時00分（電子調達と同一日時）

※ただし、受付は開庁日の9時30分～12時、13時～16時とする。

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

福岡労働局総務部総務課会計第三係 石橋

電話 092-411-4745（内線4115）

電子メール fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

ウ 入札書の提出方法

直接又は郵送（書留郵便に限る）により上記5（2）イに提出すること。郵送の場

合、提出期限まで到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。入札書は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官福岡労働局総務部長宛て)及び「令和7年3月4日開札〔令和7年度医療労務管理支援事業〕入札書在中」と朱記しなければならない。再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「〇回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 誓約書(別添7)を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、入札書の提出日時までにシステムで定める委任状の手続きを終了しなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による応札は認められない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6. 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年3月4日(火) 13時30分

当日の立ち会いは不要とする。

(2) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札への参加を希望する場合は、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとし、紙による場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封しておくこと。なお、再度入札は2回を限度とする。

7. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類（別添6）及び暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書（別添7）を令和7年2月19日（水）16時00分までに上記5（2）イに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (3) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

イ 落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）
- ② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、当該入札者の中から落札者を決定するものとする。

エ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を電子調達システムにより公開又は電子メール（紙入札者）により通知する。

- (4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

(5) 支払条件

別添8の（別紙4）契約書（案）に基づき、支払うこととする。

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、その際は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までににおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日から令和11年9月30日までににおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の5割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

8. 提出書類（令和7年2月19日（水）16時00分まで）

（1）必須提出書類

- ① 入札書（別添1） 1部
- ② 提案書類一式
 - ア 技術提案申請書（別添2） 1部（原本1部）
 - イ 技術提案書 8部（別添8のうち別紙5「提案書作成要領」を参照）
※1部に会社名を記載し、残り7部に会社名、ロゴマーク等を記載せず、提案者が特定できないようにすること。
 - ウ 提出者の概要（会社概要・貸借対照表・損益計算書等）1部
※ 貸借対照表・損益計算書等については直近決算のものに限る。
- ③ 競争参加資格確認関係書類（別添6） 1部
- ④ 誓約書（別添7） 1部

（2）代理人が入札する場合のみ

- ① 委任状（別添3） 1部
代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

（3）紙により入札の参加を希望する場合のみ

- ① 電子調達案件の紙入札方式での参加について（別添4） 1部
- ② 紙業者登録票（別添5） 1部

※上記（1）②は上記4（2）へ提出すること。

※上記（1）①・同③・同④・（2）①（該当者のみ）について、電子調達システムにより入札を行う場合は、スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに定める手続に従い提出すること。紙による入札の場合は、上記（3）と一緒に上記5（2）イへ提出すること。

本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを上記4（2）担当者に提出すること。

- ①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書※労働時間の基準を満たすものに限る。
- ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書

- ③次世代法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ④若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- ⑤女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

さらに、評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の（留意事項）に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記4（2）担当者に提出すること。確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

なお、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようにすること。

9 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。ただし、図表については、その限りではないこと。
- (2) 契約相手方は、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、あらかじめ厚生労働省の承認を受けること。
- (3) 契約相手方は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (4) 契約相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (5) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。

イ 提出された提案書類は返却しない。

ウ 提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

(9) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同様以上の担当者で発注者が認める者でなければならない。

(10) 提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。

(11) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。

10 様式等

- 別添1 入札書
- 別添2 総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書
- 別添3 委任状
- 別添4 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- 別添5 紙業者登録票
- 別添6 競争参加資格確認関係書類
- 別添7 誓約書
- 別添8 委託要綱
- (別紙1) 仕様書
- (別紙2) 評価項目及び評価基準
- (別紙3) 委託事業実施計画書
- (別紙4) 契約書(案)
- (別紙5) 提案書作成要領

入 札 書

¥

(消費税及び地方消費税は含まない。)

※ 落札者となるべき者が2人以上ある場合に実施する電子くじ用の任意の数字3桁を下欄に記載すること。空白の場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

件 名 : 令和7年度医療労務管理支援事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
代 理 人

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 中山 始 殿

「令和7年度医療労務管理支援事業」
総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 中山 始 殿

商号又は名称

代表者職氏名

「令和7年度医療労務管理支援事業」の委託先機関として、総合評価落札方式による一般競争入札に参加いたしたく、技術提案書一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日	職員数 人

委任状

(住所)

私は、(氏名) を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

(委任事項)

令和7年3月4日開札

令和7年度医療労務管理支援事業

令和 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 中山 始 殿

別添4
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 中山 始 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名：令和7年度医療労務管理支援事業
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(理由)

紙 業 者 登 録 票

資格審査登録番号	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス (必須)	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出は不要。

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属部署が特段ない場合には空欄でもよい。

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類（別添）

※電子調達システムによる入札をする者は、システムにより提出すること。

①厚生労働省大臣官房会計課長（全省庁統一資格）から通知された資格審査結果通知書（写）

②次の各号の保険料について、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）において滞納がないことが確認できる領収証書等（写）

ア 厚生年金保険、イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ 船員保険、エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険

2 提出部数 1部

3 提出期限 令和7年2月19日（水）16時00分（時間厳守）

競争参加資格証明書

競争参加資格	証明等
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。	
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。	
(3) 令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、A、B又はC等級に格付けされている者であること。	
(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険	
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること	
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。	
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	
(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。 ※労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	
(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。	
(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。	
(11) 過去1年以内に、厚生労働省労働基準局の所管する委託事業（都道府県労働局実施分を含む。）において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。 ①契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと ②契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと ③契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと ④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務	

の未履行のために不合格となったこと	
-------------------	--

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明いたします。また、契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記（7）から（10）については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

【記載例】

競争参加資格証明書（記載例）

競争参加資格	証明等
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。	<該当しない旨を記載すること>
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。	<該当しない旨を記載すること>
(3) 令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、B、C又はD等級に格付けされている者であること。	別添〇〇のとおり <厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写しを添付すること>
(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険	別添〇〇のとおり <納付済通知書などの滞納がないことが確認できる領収証等（写）を添付すること>
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること	<虚偽の事実を記載していない旨を記載すること>
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。	<極度に悪化していない旨を記載すること>
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	<指名停止を受けていない旨を記載すること>
(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。 ※労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	<受けていない旨を記載すること>
(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。	<該当しない旨を記載すること>
(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。	<該当しない旨を記載すること>
(11) 過去1年以内に、厚生労働省労働基準局の所管する委託事業（都道府県労働局実施分を含む。）において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。 ①契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと ②契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと ③契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと ④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと	<該当しない旨を記載すること>

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明いたします。また、契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記（7）から（10）については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

誓約書

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

※本誓約書とともに（別添）を作成の上、提出すること

(別添7-別添)

商号又は氏名		
住所又は所在地		
役職名	フリガナ 氏名	生年月日

※役員の名 (フリガナ)、生年月日等の記載をすること。